

令和4年9月9日

保護者 様

向日市教育委員会
向日市立勝山中学校

新型コロナウイルスへの感染者に対する療養期間等の見直しに係る
向日市立小中学校における対応について

日頃は、本市の教育にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先日（令和4年9月7日）、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部におかれましては、オミクロン株の特性を踏まえるとともに、With コロナの新たな段階への移行を見据え、感染者の療養期間が見直されました。

本市の小中学校においては、児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合、この度の見直された療養期間を経て体調不良が見られなかった場合、学校への登校を可能とします。

また、療養期間の見直しに伴う学校の対応の詳細につきましては、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

◆感染した児童生徒の療養期間について

1 症状がある感染者の場合

- ・発症日から7日間が経過し、かつ、発熱や咳、のど痛、倦怠感等の症状が見られなくなってから、24時間経過した場合には、8日目以降、登校を可能とします。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、マスクを外して活動する体育や中学校の部活動などへの参加は控えます。また、給食については、学級以外の場所でとることとします。
- ・なお、8日目から10日目までを自宅療養される場合、欠席ではなく、出席停止の対応とします。

2 症状がない感染者の場合

- ・PCR等の検査の受検日から7日間を経過した場合には、8日目から登校を可とします。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目以降）から登校を可能とします。
- ・ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、マスクを外して活動する体育や中学校の部活動などへの参加は控えます。また、給食については、学級以外の場所でとることとします。

担 当	学校教育課（ダイヤルイン）
連絡先	075-874-2998